

スノーデンが日本に問いかけるもの



ロシアから米国のインタビューを受け、スノーデン氏。右下はカナダ・クワイーンズ大学の兵隊室から撮影する筆者とアシスタント。インターネット画面から撮影。

すべてを監視 したい権力と 人間の最も 人間的な声(下)

米国家安全保障局(NSA)が世界中に張り巡らせた電子監視網が、日本の私たちが日々使っているインターネットやメール、チャット、携帯電話をもとらえているのか、という私の質問に、NSA元契約職員エドワード・スノーデンは「答えは『もちろん』です。なぜならそれがコレクト・イット・オールだから。だれひとり例外なく傍受され、おなじバケツに入れられる。それが無差別監視です」と応じた。この「コレクト・イット・オール(すべてを収集する)」という「対テロ戦争」下の米国の新方針が、日本では特定秘密保護法の成立を促し、日本政府を米国の盗聴の被害者でありながら、共犯者にも変えつつあることを前回は指摘した。米国は自身の一方的優位を維持するためにあらゆる通信回路に監視をを広げ、日本政府は米国に監視されながら、日本の住民を監視する。

おがさわら・みどり ジャーナリスト。朝日新聞記者を経て、二〇〇四年に米スタンフォード大学でフルタイム・ジャーナリスト研修。現在はカナダ・クワイーンズ大学大学院博士過程(社会学)在籍。監視社会の取材と研究を続ける。著書に『共通通信制(マイナンバ)なんていらないう』(共著・産経社)など。共訳に『監視テクノロジー』(共訳・書店)。「日本今ジャーナリスト」として初のスノーデンへのインタビューをまとめた著書を近く世界刊行から刊行予定。

小笠原みどり

と同時に、情報通信技術がいまや生活の隅々にまで浸透している日本で、私たちは知らないうちに、しかし自発的にときには楽しく、たくさんの個人情報を通信機器にインプットしている。ネットや携帯で交わされる私たちの最も私的なコミュニケーションや親密な感情、怒り、迷い、嘆き、異論——監視はいまや人間の最も人間的な声を大量に傍受できるようになった。この内心におよぶ監視が「テロ対策」という看板とは真腹に、欧米で相次ぐ無差別襲撃事件を防ぐことができず、しかしその都度強化され、むしろ世界をより危険な場所に変えているのではないか、というのが今回の問いである。それを論じるために、監視と技術の歴史的背景にさかのぼり、「すべて」を監視したい権力がいかに発達してきたのかを浮き彫りにしたい。

日本はプライバシー尊重国?

さて今年五月のインタビューで、スノーデンが日本の政治、言論状況をよく知っていることは、私を驚かせた。単に東京で二年間暮らしていたからではなく、やはり米空軍横田基地(東京都福生市)という日米関係の一種の現場で、両者のやりとりをつぶさに観察してきたからだだろう。二〇一四年に表現の自由とプライバシー保護への貢献でライト・ライブラフッド賞を受賞し、現在は世界の内部告発者と調査報道ジャーナリストを支援する「報道の自由基金」の理事を務める彼は、特定秘密保護法の制定などによって、日本のメディアが萎縮し、報道の自由が抑制されつつあることを深く憂えていた。日本が対テロ戦争下で急成長した米国の世界監視網に同調していくことは、立ち止まって慎重に考えるべきだと促し、その理由をこう述べた。

「そもそも日本が世界に影響を及ぼす第一の手段は、米国のような軍事力ではなかったはずですよね? 日本は憲法で軍事力を放棄し、もう軍事力は必要ないと決めたのではなかったですか? 自分たちは代わりに、研究や経済の分野、産業や貿易に主眼を置くと。日本はフェアにプレーするけれどもきつと勝つ。なぜなら懸命に働いて、品質の高い製品を世界に提供し、人々の生活を向上させるから、と僕は理解していました」

また日本は個人情報の扱いに慎重な文化とも感じているようで、「僕はプライバシーという点で日本人々はその価値をよくわかっている、時代を先取りしていると思っています。僕たちは自分の尊厳を守るために、プライバシーという囲いが必要なことを。僕らがなにを考え、どう暮らし、互いに愛し合っているか、僕らがありのままの姿でいることを、世のだれにであれ、のぞき見されて決めつけられる筋合いはない」と、肯定的に語っている。

確かに米国と比較すれば、これは一面の真実を言い当てている。もちろん、日本にも国家の監視機関は存在する。警察には公安部があり、政府には公安調査庁があり、自衛隊には情報保全隊などがあって、諜報活動を行っている。二〇〇七年に陸上自衛隊情報保全隊が自衛隊のイラク派遣に反対する市民の個人データを集めていたことが発覚したり、二〇一〇年に警視庁公安部からムスリム住民について収集された個人情報流出したりと、個人のプライバシー権が侵害されるケースも明らかになっている。監視の網は、日本でも深い。

が、それでも、NSAのような巨大な監視システムを、日本の諜報機関がたとえ望んだとしても容易につくれないのは、歴史的な背景がある。それはほかでもない、日本が極めつけの総監視社会をかつて成し遂げたからだ。

対テロ戦争に明け暮れる米国から途方もない監視網が築かれたように、戦争を拡大し続けた近代の日本は公私にわたる

八〇年代からの反対運動によって外交問題化し、二〇〇〇年に全面廃止に至った。しかし、二〇〇七年から空港などでの入国手続きの一部としてすべての外国籍者を対象に再開された(旧権限地出身者を対象とする「特別永住者」を除く)。わずか七年で復活したのは、テロ対策として米国が空港などで外国籍入国者から指紋を採り始めたのに、日本の法務省が追随したからだ。帝国主義の下で始まった指紋押捺が、対テロ戦争の下でよみがえり、まさにふたつの時代を似通わせている。

日本国内でも監視の技法は確実に対象者を広げ、例外から原則へと移行している。二〇〇二年から住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)、昨年から共通番号(マイナンバー)制度によって、日本国籍者にも番号がふられ、任意でIDカードが発行されるようになった。

国は一九七〇年代に国民総番号制を推進し始めてから「便利」「安心」をうたい文句にしているが、最初の国民IDカード「住基カード」が昨年三月の時点で累積有効交付枚数約七二〇万枚と、一二年たっても人口の約五・五%にしか普及していないことは、この制度が必要とされていないことをなによりも物語っている。だからこそ二番目の国民IDカード「個人番号カード」で、国は任意の取得をほとんど義務と誤解させるまでに宣伝し、さらに交付手数料を無料化した(もちろんその費用は税金から支払われている)。総務省はホームページで「就職、転職、出産育児、病気、年金支給、災害等、

多くの場面で個人番号の提示が必要になります」と書き、私たちの人生のあらゆる変化をこの番号に結びつけ、この番号で振り分け、この番号によって私たちの行く先の場合によっては待たされる。これが総番号制でなくてなんだろうか。デジタル時代の今日、ひとつの番号によって収入、職歴、病歴、学歴などがやすやすと検索できる。民間企業も利用する。カードに指紋などの生体認証を導入することもすでに検討され、個人番号カードは外国人登録証以上の拘束力を発揮するかもしれない。

こうして近代法と民主主義の例外として開発された監視の技法は、いますべての人口を照準に入れた。これは権力が個人を取り巻く法の守りを解き、人口を振り分け、状況に応じて意のままに介入しやすくするためのツールなのだ。NSA監視システムは、米国由来の情報通信技術がそれを飛躍的に容易にしたという事実をまざまざと見つけた。

変化はそれだけではない。情報通信技術、特にインターネットは世界をつなぎ、自由と平和をもたらすという夢をいまでも多くの人々に見せている。人類がこれまで機械やコンピュータに対して抱いてきた警戒心を、ほとんど払拭してしまったと言ってもいい。技術はニュートラルを超えて、便利で心地のよいものとして受けとめられ、アップルが新製品を発売するたびに店頭に長い行列ができ、ポケモンGOにポケモンファンとも思えない大人が雪崩を打つ。家族といっても友人

といっても一人でも、みんなが手元の四角い画面を見つめている。その画面で名前や電話番号を登録することも便利さを享受するには当然のことだし、番号を振られることも快適さには欠かせない、と慣らされていく。技術を批判的に認識することは、日を追って困難になっている。人々の脳内に休まず流れ込むデジタル技術の実は自閉的な心地よさが、現在の監視システムを強固に支えている。ポケモンGOに動かされている身体がデータを提供しているとか、監視されているなんて想像もしないし、頭をかすめたとしても、自分に害悪をもたらすとは信じられない。

監視はなぜ世界を危険にするか

冒頭の問いに戻ろう。監視によって世界はなぜますます危険になるか。テロ防止のために構築された大量監視システムは世界を安全にする約束だった。が、過去一五年におよぶ対テロ戦争は欧州を現場に変えながら、暴力を拡大再生産させている。この事実だけでも監視システムが平和をもたらさないことを示してあまりあるが、監視の根源的な作用は歴史をさかのぼることで本当に見えてくる。

近代が育てた監視技術は、権力が個人の抵抗をそぎ、同時に人口を利用するために、民主主義の例外状態である植民地で最も先鋭的に発達してきた。その技巧がいま、すべての人口を対象にしている。個人に対する法の守りは解体され、権

力の実効支配すなわち暴力が世界に拡散していく。当然、対抗暴力も再生産される。現代の監視技術は個人を剥き出しの生へと変えながら、世界をより危険な場所へと変容させているのだ。

では、どうすればいいのか。すべての人々を監視せずにはいられない権力の質と、この権力と一体化している技術について、私たちは新たな批判を開始する必要がある。

総監視社会を達成した戦時中の日本を生きた作家、堀田善衛の発見は、この権力の質を考える上でヒントになる。『方丈記私記』(ちくま文庫)で堀田は、一九四四年に元首相で公爵の近衛文麿が書いた天皇への上奏文を取り上げ、「支配階級というものは面白いほどに等質である」ことの「症例」として、「国民というものの無視、あるいは敵視」をいう。近衛が「少壮軍人の多数も、右翼も左翼も、官僚も、みな共産主義者であり、『一億玉砕を叫ぶ声』さえ、『ついに革命の目的を達せんとする共産分子なりと睨み居り候』と天皇に訴えたことを、堀田は「疑心暗鬼、悲惨というほかない」と驚いている。日本中が空襲で焼け野原になりつつあり、敗戦が避けられない状況になっても、戦争の指導者たちには「九十九パーセントの国民の苦難など、痛快なほどに無視されている。テンから問題にもされていない」。そしてひたすら、民草がついに自分たちに歯向かってくるのではないかと疑いを募らせているというのだ。「一億玉砕」を叫ぶ人々にす

ら安心できない、ほとんど被害妄想的な猜疑心——これはNSA監視システムが体現する疑心暗鬼のメンタリティに似ていないだろうか。

監視システムは過去一五年、「みなさんの安全のため」と強化されてきた。が、今日も続く対テロ戦争の指導者層は実は「みなさん」を疑い、それ以上に無視し、敵視したからこそ、監視システムを強化し続けることができたのではないか。実際、監視は「みなさん」には奉仕できない。なぜならこれまでみたように、人々を振り分け、管理するのが監視の作用だから。監視は現在の不平等に与し、利益を得る者と不利益を被るものは分かれる。その一方で、スノーデンの登場までNSA監視システムが極秘であったように、監視の権力は民主的な透明性を持たないから、権力がなにを基準になんを見張っているかを私たちは明確には知り得ない。今日の「愛国者」が明日は「非国民」の疑いで嚴重に見張られる。すべてを疑う権力のメンタリティを前に、「私だけは大丈夫」「隠すことはないものから」という安全地帯はありえないことを私たちは肝に命じる必要がある。

権力の質と同時に、技術の質の変化についても、日本の総監視社会を経験した研究者の問いは参考になる。仏文学者の渡辺一夫は一九四八年に「人間が機械になることは避けられないものであろうか？」と、書いた。渡辺は当時、人間が機械や制度やイデオロギーの道具となっていくこと、人間が自

らの構築物の奴隷になっていることへの強い危機感を抱き、ほとんど絶望しながら、この問いを立てた。それから七〇年近くたち、技術礼賛が満ち満ちた時代に、このシンプルな疑問ははっとするほどの輝きを放つ。戦時の狂気と不寛容に、それでも果敢に立ち向かう個にこそ人間性の解放を見たエニシトの視点は今日、私たちの内奥に残る人間を励ましている。もしもまだ私たちがスマートフォンを片手に、ネットワークシステムの端末となり果てていないのなら……。

技術と一体化した監視が、世界的な戦争構造の一翼を担って日本を網羅していることを、スノーデンは私たちに伝えた。ネットを通じた私たちの日常のコミュニケーション、携帯に放つ本音、チャットに打ち込む柔らかなつおやきが、まるごと権力にさらわれている、と。彼は自分の告発の意図を明確に説明している。「僕は一介の市民、エンシニアにすぎません。皆さんにどうすべきか指示するつもりはない。ただ皆さんに監視の実態を知らせたかったし、こんな社会に生きたいのか、考える機会を提供したかった」。彼はいのちをかけて、それを考えるチャンスくれた。渡辺一夫なら、スノーデンの勇氣にこそ人間性の解放を見たかもしれない。

その招きを受けて、監視システムが社会を、人間をどう変えようとしているのかを正視し、見抜く営みが私たちに求められている。人間の最も人間的な声、機械になりきれない「あなた」を守るために。

天皇の「お気持ち」表明に思う

「象徴的行為」論への困惑

天皇が「生前退位」を望んでいるとの趣旨のNHK報道（七月二三日）の後、その真意を語る天皇の「お気持ち」表明（八月八日）があり、それを受けて政府は、問題を検討するための有識者会議を一〇月に立ち上げた。世論は今のところ圧倒的多数が「生前退位」に賛成しているようであるが、メディア報道によれば、政府は皇室典範の改正により「生前退位」を恒久的な制度として創設することには必ずしも積極的ではなく、「生前退位」を認めるとしても現天皇に限定する形の特別法の制定により対処することを考えているのではないかと推測されている。

これらの議論に関連して、そもそも憲法上「生前退位」の

制度は許されるのかとか、特別法により現天皇に限定した措置を採ることは許されるのかななどの議論もなされている。しかし、憲法論としては、憲法上許されるかどうかの問題を考える前に、天皇の「お気持ち」表明とその内容が憲法とどのような関係にあるかを明確に理解しておく必要がある。今回の「お気持ち」表明は、それがなされた文脈上必然的に、天皇が退位を欲するに至った理由の説明という意味をもつ。したがって、これに応じて退位制度を制定するとすれば、そこで述べられた理由がその後の退位制度の運用を方向づけることになろう。それは、私の理解では、象徴天皇制に関する通説の理解を確認しあるいは拡張・変更する意味をもつことに

高橋和之

たかはし かずゆき 憲法学者
東京大学名誉教授 著書に『現代憲法理論の源流』、『皇位継承の理と運用』、『現代憲法論の発展』、『立憲主義と日本国憲法（論点）』（いずれも有斐閣）など。